

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2009

月刊

# 中小企業レポート

4

No.389

長野県中小企業団体中央会

巻頭特集

企業の発展は人づくりと環境づくりから

—次世代育成に取り組み、松山株式会社企業の風土に学ぶ—



知恵と力を合わせて信州を元気に

月  
刊

# 中小企業レポート

2009

4

No.389

---

2 **巻頭特集**  
**企業の発展は人づくりと  
環境づくりから**

一次世代育成に取り組む、

松山株式会社の企業風土に学ぶー

---

8 **イノベーション**

・ 知ったかぶりおじさん、  
受け売りおばさん

・ マイカー通勤・業務利用の  
リスクをご存知ですか！？

・ 用途開発&提案の大切さ

・ 介護事業所における人材確保  
のポイント

～助成金を上手に活用しましょう～

---

13 **健康を考える**

---

18 **中央会インフォメーション**

---

# 企業の発展は人づくりと 環境づくりから

一次世代育成に取り組む、  
松山株式会社の企業風土に学ぶ—



松山信久社長

食料自給率の低下、日本人の米離れ、グローバル化にともなう輸入農産物の増加による競争力の低下、農家後継者不足、耕作放棄地の増加—。

日本の農業はさまざまな問題を抱え、厳しい状況におかれている。農業は食料の供給だけでなく、日本らしい景観の維持や水源のかん養といった環境保全の役割も担うだけに、農業の衰退はわが国にとって深刻な問題といわざるを得ない。

そんな中、「土を活かす機械づくり」をコンセプトに「人にやさしい、土にやさしい」農業用作業機械づくりで農業の活性化に貢献しているのが、松山だ。



製品（ニプロウイングハロー）

## 働きやすい職場環境から良い製品が生まれる

松山(株)は明治35(1902)年「専売特許単ざん<sup>そうようり</sup>双用犁製作所」として創業した「日本一の作業機メーカー」だ。

創業者・松山原造が馬を動力とする<sup>すき</sup>犁を発明し、明治34年「単ざん双用犁」として特許を取得。全国各地の農地条件にあわせてバリエーション豊かな犁を開発し、後に「松山犁」と総称されるまでに普及が進んだ。

「開発立社」を旗印に、トラクター用作業機、自走式野菜収穫機、野菜包装機などの研究開発、設計から生産、販売まで一貫して手がける。取得してきた特許および実用新案は900件以上にのぼるといふ。



松山(株)社屋

同社は上田市塩川の松林に囲まれた17万7,000平方メートルの広大な敷地にある。床面積1万8,000平方

メートルの工場は生産ラインのほとんどを自動化。生産工程の合理化・省力化を図るとともに、多品種少量生産への対応も強化している。



松山・ショールーム

しかしそれと同等に、あるいはそれ以上に大切にしているのが、社員がより快適に働ける環境づくりだ。例えば、自然光がたっぷり入る天窗を設けたり、つねにクリーンな空気を保つよう配慮されるなど、工場内のすみずみまで「働く人優先」が行き届く。

社員の働きやすい職場環境があるからこそ、良い製品が生まれる。それが松山の柱をなす考え方であり、人を取り巻くあらゆる側面にその精神が貫かれている。

## 有給休暇取得率77.7% ゆとりを大切にする企業風土

同社の「社員の働きやすい職場環境」を“ゆとり”という尺度で検証してみよう。

「平成20年就労条件総合調査」(厚生労働省・平成20年10月発表)によると、平成19年(または平成18年会計年度)1年間に企業が支給した年次有給休暇日数は、労働者平均17.6日。労働者が取得した日数は8.2日で取得率46.7%となっている。企業規模が大きくなるほど、支給日数、取得日数、取得率ともに増えるが、製造業平均ではそれぞれ18.3日、9.9日、54.0%という結果だ。

一方、同社の有給休暇の支給数は20日(入社6年6カ月)。メモリアル休暇(誕生月)、リフレッシュ休暇(年1日)などもある。平成19年の取得率(全社)は77.7%、平成20年は79.6%と、全国平均をはるかに上回る取得率だ。特に製造部では95.8%(19年)、96.9%(20年)と完全消化に近い実績をあげている。

これは労使をあげての有給休暇取得率向上キャンペーンの成果かというのと、そうではないという。林 清弘取締役総務部長はその理由を次のように話す。

「会社も労働組合も、ことさら社員に取得を勧めてきたわけではありません。有給休暇は権利なのだから(取

得しよう)という風土があり、もともと取りやすい雰囲気なんです。」

また残業時間削減にも積極的に取り組み、平成20年下期は目標を大幅に上回る削減を達成している(表1)。

さらに特筆すべきは、希望者全員を雇用する高齢者再雇用制度(平成16年7月施行)。「そもそも会社が選考して採用し教育を行ってきた人材。定年まで勤めあげた社員の能力が劣るわけがない。思い切って希望者全員の再雇用に踏み切ったのは、その考え方が基本になっています」と林部長。

職場ではもちろん、生活においても社員一人ひとりのゆとりを大切にし、定年後の「やりがい」にも配慮する。そんな同社の「社員の働きやすい職場環境」づくりへの取り組みは、社員の「子育て支援」にもおよぶ。

表1 残業削減への取り組み

平成17年	53,878.5時間	99.7%	14.20時間/月/人	100.4%
平成18年	50,072.5時間	92.9%	13.20時間/月/人	92.9%
平成19年	47,897.0時間	95.6%	12.81時間/月/人	97.1%
平成20年	42,897.0時間	89.5%	11.58時間/月/人	90.4%

## 3年間の育児休業・原職復帰が柱 手厚い「子育て支援制度」

同社は平成17年1月、3年間の育児休業・原職復帰（男女）を柱とする、労働基準法で定められた以上の内容を盛り込んだ手厚い「子育て支援制度」をスタートさせた。

長野県は安心して子どもを生み育てられる環境づくりをめざし、「ながの子ども・子育て応援県民会議」を設立。県内の幅広い団体・行政機関等がネットワークを構築し、子どもと子育て家庭を支える新たな連携・協働の仕組みづくりに取り組んでいる。その一環である、仕事と子育てが両立できる職場環境を持つ企業等に呼びかける「社員の子育て応援宣言！」制度に同社も登録。社員の子育てを積極的に支援する企業であることをアピールしている。

同社の「子育て支援制度」の概要は以下の通りだ。

- (1) 妊娠時 通院休暇〈半日単位で7回まで有給〉  
産前休暇〈6週間（多胎妊娠の場合は14週間）〉（労基法通り）
- (2) 出産時 妻出産前後休暇〈有給3日〉  
産後休暇〈8週間〉（労基法通り）
- (3) 育児休業 3歳まで（4月1日現在で3歳に達する）  
の子供を養育する男女社員。ボーナス25%支給。

最大3年間の休業後、原職復帰を果たすと、以下の制度により仕事と子育ての両立を支援する。

- (1) 家族手当（子供） 就学に限り20歳まで。第1子4000円、第2子5,000円、第3子以降6,000円。
- (2) 子の看護休暇 小学校就学まで（障害児は通院に限り中学校3年生まで）。1年間（学校年度）に6日（2日有給 1 / 4単位での取得が可能）。ボ-

ナス25%支給。

- (3) 有給休暇の時間取得 小学校3年生まで。3日分 1 / 4単位での取得が可能。
- (4) 育児短縮勤務 小学校就学まで。1日1時間（分割も可）。

制度をつくるにあたっては、管理職2人、労働組合員3人（正副委員長、書記長）、勤務しながら子育てを経験した女性社員2人を含む社員6人（男女半々）の11人をメンバーとする「次世代育成小委員会」を設置。ここで話し合いを重ねた。

大きなハードルとなったのが、休業後、元の職場に復帰させる「原職復帰」を明記し実現させること。「もともと就業規則には、原則として今まで通りの職場に復帰させるとは明文化していましたが、うまく機能していなかった。過去、実際に育児休業を取った女性メンバーの意見を聞き、時間を費やし検討を重ねました」と林部長は明かす。

制度スタート以来、1年間の育児休業を取得した社員は5人（すべて女性）。「さすがに初めてのケース」というが、平成21年5月から3年間の育児休業に入る女性社員もいる。制度はスムーズに機能しているようだ。

それは有給休暇取得率が高い同社の風土によるところも大きい。「有給休暇の取得もままならない状況では定着は難しい」と林部長も言う通り、まず社員が気軽に有給休暇が取れる職場環境づくりから始める必要があるようだ。

## 将来の人材確保につなげたい。CSRの柱は「人」と「環境」

こうした子育て支援は、少子化が進行する中で将来の人材確保につなげたいという狙いもある。

県の「社員の子育て応援宣言！」制度の登録企業は21社（平成20年12月1日現在）。そのうち東信地域の企業が10社を占めるのも、そうした事情があると林部長は指摘する。「この地域は首都圏に近く、学生のUターン率も低い。さらに少子化も加わり、中小を中心に人材確保に危機感を持つ企業が多くなっています。子育て支援制度などの充実により、少しでも人材確保につなげたいという気持ちが表れていると思います」。

一方、同社の「子育て支援」の対象は社員にとどまら

ない。CSR（企業の社会的責任）の一環として、地域の小中学生の工場見学や、中・高・大学生の職場体験学習を積極的に受け入れ、次世代を担う子どもたちの育成



巣箱作り

にも力を注いでいる。これは早くも昭和20年代から続ける同社の伝統ともいえる取り組みだ。

工場見学では原材料の加工から製品の組み立てまで、完成品メーカーならではの一連のものづくりのほか、畑で機械が活躍する様子も見せる。体験学習では社員の指導のもと、実際に行っている数種類の作業を体験。も

のづくりを通して働くことの大切さや楽しさを伝えている。また平成18年から、社員の子供たち（小学生）向けに林間学校も開催。父母の仕事場見学、自然体験学習、工作などを通して親子のコミュニケーションを深めている。

同社のCSRの柱は「人」と「環境」。松山信久社長はそれを「ゴーイングコンサーン（継続企業）の根幹」と強調する。

「当社は社員一人ひとりが頑張り、それが全体のスクラムになって会社全体を押し上げていくという風土が



親子で楽しい昼食

あります。したがって社員一人ひとりの影響力はとて大きく、それだけに社員教育には力を入れています。良い人材がいて、さらに良い環境があって初めて事業が継続できる。このふたつがゴーイングコンサーン（継続企業）の根幹です。当社は一流そして、先進と、つねに一段上のイノベーションを果たしていきたい

い。そのためには産学官連携などによってお手本となる刺激を外から取り入れながら、更に事業の質に磨きをかけていくことが大事だと考えています」。

同社のCSR活動の更なる充実について「もう少し会社の力を蓄えてからという気持ちもある」と松山社長は謙遜するが、その活動は地域から高く評価されている。



## 「エコアクション21」認証取得。目に見える経済的効果を実現

同社は平成16年に「エコアクション21」認証を取得した。環境保全型農業を支援する製品の開発に力を入れるほか、電力・ガス・灯油などの使用量、ゴミ焼却量、紙の使用量、上水道使用量をそれぞれ毎年10%ずつ削減する目標に挑戦。さらにグリーン購入にも力を入れ、目に見えるかたちで経済的効果を上げているという。

一方、広大な敷地に広がる自然環境の保全にも取り組んでいる。

社有林には国蝶に定められているオオムラサキが棲む。これは大型のタテハチョウの仲間、アゲハチョウよりもひとまわり大きい蝶。クヌギやコナラといった広葉樹の樹液などに集まり、繁殖には環境の保全が重要だ。

社員が中心になって植樹を行うなど棲息環境の保全に力を入れるとともに、餌台の設置、個体数調査などを行い保護に努めている。個体数も確実に増え、毎年夏に行う観蝶会には県内外から200人以上も集まるとい

う。また地元森林組合の協力を得て、社有林に木材チップ

を敷いた遊歩道を設備。松くい虫被害予防として、人体にも環境にもやさしい樹幹注入剤の注入なども行っている。

土を大切に、良い土づくりのための機械をつくり続ける同社にとって、環境への取り組みはまさに永遠のテーマだ。「農業は人間活動の原点。国内で農業を行うことは食料安全保障に直結し、また環境保全面においても非常に重要な役割を果たしている。それが衰退している状況は深刻です。循環型社会のベースを担うのは農業。農業が元気になれば雇用の受け皿にもなるし、観光を含めた産業振興にもつながります。農業ができる環境を守り、農業をより活性化（6次産業化・農商工連携）させていくこと。それが我々の使命だと思っています」（松山社長）。

「人と環境がゴーイングコンサーンの根幹」。松山社長の言葉から、農業の活性化と循環型社会づくりを担う使命感と自負がひしひしと伝わってくる。

# 子育て支援制度

## 【1】中小企業子育て支援助成金

あなたの会社に初めて「育児休業取得者または短時間勤務利用者」が出た場合、5人目まで支給される。

### ●受給できる事業主

次のすべてに該当する雇用保険の適用事業主であることが必要。

1. 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。
2. 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ていること。
3. 労働協約または就業規則の規定の整備
  - (1) 育児休業取得に係る支給申請の場合 → 育児休業について規定があること。
  - (2) 短時間勤務利用に係る支給申請の場合 → 短時間勤務制度について規定があること。
4. 平成18年4月1日以降、初めて「育児休業取得者」または「短時間勤務利用者」が出たこと。
5. 対象となる労働者が、以下の(1)または(2)の要件を満たしていること。

#### (1) 対象となる育児休業取得者の要件

- ① 休業取得期間：平成18年4月1日以降、1歳までの子を養育するため6か月以上育児休業（※）を取得したこと。

※育児休業（労働者に産後休業をした期間があり、かつ産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め6か月以上）

- ② 復職後：職場復帰後6か月以上継続して雇用されたこと。

#### (2) 対象となる短時間勤務利用者の要件

- ① 平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6か月以上次のいずれかの制度を利用したこと。
- ② 対象となる短時間勤務制度：ア～ウのいずれかであること。

ア 1日の所定労働時間を短縮する制度（短時間勤務利用前に1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮していること）

イ 週または月の所定労働時間を短縮する制度（短時間勤務利用前の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮していること）

ウ 週または月の所定労働日数を短縮する制度（短時間勤務利用前に1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮していること）

#### 6. 対象労働者の雇用保険の被保険者資格

- (1) 育児休業取得者を子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。
- (2) 短時間勤務利用開始日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用していたこと。

### ●支給対象となる期間

平成18年度から平成23年度までの間に、育児休業または短時間勤務を開始した労働者が出た事業主について、当該労働者が上記5の（1）または（2）の要件を満たした場合に支給対象となる。（ただし、平成18年3月31日までに「育児休業取得者」または「短時間勤務利用者」のいずれかの対象労働者が1人でも出ている事業主は支給対象にならない）

### ●受給できる額

対象者が初めて出た場合に、5人目まで次の額を支給する。

	育児休業	短時間勤務（利用期間に応じ、①～③のとおり）
1人目	100万円	①6か月以上1年以下 60万円 ②1年超2年以下 80万円 ③2年超 100万円
2人目から5人目まで	80万円	①6か月以上1年以下 40万円 ②1年超2年以下 60万円 ③2年超 80万円

（2人目から5人目までについては、平成21年2月6日以降に支給要件を満たしたもこの額が適用されます。）

### 〈問い合わせ先〉

- ・長野県労働局 雇用均等室 TEL.026-227-0125  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>
- ・（財）21世紀職業財団地方事務所  
<http://www.jiwe.or.jp/>

## 【2】次世代育成支援対策推進法改正

わが国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法

等の一部を改正する法律が平成20年12月3日に公布され、次世代育成支援対策法の一部が改正された(改正法)。

改正法(一般事業主関連部分)のポイントおよび施行日は以下の通り。

1. 行動計画の公表および従業員への周知の義務化(平成21年4月1日施行)

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、従業員301人以上の企業は義務(101人以上300人以下の企業は平成23年3月31日までは努力義務)、100人以下の企業は努力義務となる。

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義務	義務
101人以上300人以下企業		努力義務	義務
100人以下企業		努力義務	努力義務

※義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。なお、平成21年3月31日までに策定又は変更した行動計画については義務ではありませんが、自ら公表、周知することを妨げるものではありません。

2. 行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ)(平成23年4月1日施行)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から、従業員101人以上の企業に拡大。

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

★行動計画策定のメリット

行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定企業は「次世代認定マーク(愛称・くるみん)」を商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できる。

※次世代育成支援対策推進法とは

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届け出ることが義務づけられている。

〈問い合わせ先〉

長野県労働局 雇用均等室 TEL.026-227-0125

### [3] 「社員の子育て応援宣言！」の登録企業を募集

企業・事業所のトップから、従業員が仕事と子育ての両立ができるように「働きやすい職場環境づくり」の取り組みを宣言してもらう制度。県では取り組みを宣言した企業・事業所を登録し、登録証を交付する。また取り組み内容や企業名などをホームページ等で県民に広く周知を図る。



- ・募集対象 長野県内に事業所のある、すべての企業・事業所から募集。事業所規模は問わない。
- ・募集受付期間 募集受付は年間を通じて行うが、5月末、8月末、11月末、2月末に締め切り、登録の事務手続きを行う。登録期間は原則として2年間(2年間が経過した場合は、取り組み内容を再検討し、改めて宣言してもらう)。
- ・募集・登録方法
  - ①企業、事業所では、子育て支援について取り組む内容を「社員の子育て応援宣言！」登録申請書に記入して、郵送または持参する。
  - ②県は登録申請書に基づき、企業・事業所からのヒアリング等を行った上で登録を決定する。
  - ③宣言した企業・事業所には、子育て支援の取り組み内容を記載した登録証を交付する。
- ・登録のメリット
  - ①働きやすい職場になり、従業員のやる気が向上し、職場の活性化につながる。
  - ②優秀な人材の確保と定着を図ることができる。
  - ③県のホームページ等で紹介されるので、企業のイメージアップにつながる。
  - ④商工中金との連携により、登録企業を対象とした金利の優遇制度がある。(注：融資には、別途商工中金による審査がある)

〈応募先(問い合わせ先)〉

長野県商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係

TEL.026-235-7118 FAX.026-235-7327

rodokoyo@pref.nagano.jp



## 知ったかぶりおじさん、受け売りおばさん

ノーベル物理学賞を受賞した京都大学名誉教授の益川敏秀先生の子供達へのメッセージに驚きました。「知ったかぶりをする事が大切」だと言うのです。「何かの拍子で自分の未熟さが分かり、さらに勉強しようと思うから」なのだそうです。

「知ったかぶり」は、学校で道徳的にいけない事だと教わってきましたが、その学校というか学問の頂点を極めた先生の言葉に意外という方も多いと思います。

ノーベル賞を取るコツも、スポーツで1位になるコツも、継続こそ力なのであり、その根元は勉強好き、スポーツ好きになる事が一番だという教えなのだと感じました。

「知らない。分からない」と言ってしまうは、そこで終わりですが、間違っても良いから「多分こうだろうな？」という仮説を考え、意見をいう事が益川敏秀先生の言うところの「知ったかぶりをする事が大切」という意味なのかなと思います。「知らない。分からない」というより「知ったかぶりをする事」のほうが、後で違っていたら恥をかきます（リスクを負う）し、精神的ストレスにもなりますから、自分に、ある種の負荷をかけているのだと思います。これが、先生の表現するところの「何かの拍子で自分の未熟さが分かり、さらに勉強しようと思うから」に通じると思うのです。

まるで、筋肉を強くするためには、負荷を与えて元の状態よりも強い状態に回復する機能『超回復』を利用する事にも似ていると感じました。私たちの体は、頭も含めて負けず嫌いにできていて負荷をかけたほうが伸びるという事なのでしょう。

受験界の神様の存在で有名な和田秀樹先生は、その著書『頭を良くするちょっとした習慣術』で子供のうちは大切な事だと親からも学校からも強要されるのに、社会人になった途端に、忘れ去られてしまう頭を良くする習慣として『復習』の効用を述べています。そしてこの『復習』を社会人が日常生活で実行する方法として提案しているのが、「知ったかぶり」と受け売り」でした。子供達だけでなく大人も頭を良くするには、感情的に若い状態を保つ事が重要で、そのためには「興味を持つ努力」「好きになる努力」が必要で、その実践として日常生活で一番有効なのが「知ったかぶり」と受け売り」という解釈をしました。

優れた組織、組織のリーダーになるために「知ったかぶりおじさん、受け売りおばさん」になろうではありませんか。

## マイカー通勤・業務利用のリスクをご存知ですか！？

最近、ひき逃げ事件など車の事故に関するニュースをよく耳にしますが、経営者の皆様は従業員のマイカー通勤、マイカーの業務利用中の事故が会社にどのような影響を及ぼすかご存知でしょうか？もしも、事故が起きてしまった場合、会社がその責任を負わなければいけないというケースもあります。

そういった事態を招かないためにも、会社としては事故の予防に努めることは勿論、事故が起こった際のリスクにいかに備えるか、事前に対策をとっておきたいものです。

### どんなリスクがあるの？

通勤は仕事と関係ないのだから会社に責任はないと思われがちですが、場合によっては会社にも損害賠償責任が及ぶこともあります。これまでの裁判例から次のように分類されます。

事 例	判 例
通勤利用のみ。会社も業務利用を禁止している場合	従業員の通勤中の事故に関して、会社は原則、損害賠償責任はありません。
会社がマイカーの業務利用を指示、又は認め、従業員のマイカーを積極的に業務に使用させている場合	仕事中の交通事故に限らず、 <b>通勤中の事故でも会社は損害賠償責任を負わされるのが一般的</b> です。通勤という行為自体は仕事ではありませんが、この場合の通勤という行為はマイカーを業務に利用するために会社まで運搬している行為とも考えられます。
従業員個人の判断でマイカーを業務にも利用していて、それを会社が黙認している場合	① 日常的に業務に使用していたか? ② 会社がガソリン代や保険料・維持費等を提供していたか? ③ 業務との関連性等 以上の点を総合的に判断し、損害賠償責任の有無が決まります。

### 何か対策はあるの？

社員のマイカー通勤や業務での使用を禁止してしまうのも1つの手ですが、そうもいかないものです。会社で従業員のマイカーを使用する場合は厳格に管理していかなければなりません。

#### ～対策①～ 「車両規程書を作成する!!」

管理するといってもそれが口頭だけでは公平な取扱いは期待できません。実際に問題が発生したときの対応に困ることになります。やはり、車両規程等の文書を作成しておきましょう。

##### 弊社作成の車両規定の一例

- ① 自家用車を運転する者は、通勤使用登録申請書と通勤経路図を会社に提出し、その承認を得たものでなければ、当該自動車を通勤に使用できない。
- ② 承認を受けた場合であっても、当該自動車を会社の許可無く業務に使用してはいけない。
- ③ 運転者が無免許、飲酒、酒気帯びおよび私用により運転し、事故を発生させた場合には、会社は一切その責任を負わない。
- ④ 自損事故については、運転者の不注意又は粗暴な運転に起因する故障による場合は、事故の程度や状況などを考慮し、修理費の全部又は一部を負担させることがある。

#### ～対策②～ 「従業員の加入している保険内容を確認する!!」

従業員が加入している任意保険を事前に確認しておく必要があります。もしも、自賠責保険にしか加入していない方が事故を起こしてしまった場合、個人の保険でまかなえない部分の責任を会社が負う可能性があります。任意保険に加入していない従業員のマイカー通勤は認めない方が無難です。

従業員のマイカーの業務利用は、会社としては経費を削減できたり、車両管理の手間も省けるので、最近が増えてきているようです。

しかし、会社が無用の責任が及ばないように、会社車両の管理だけでなく、従業員のマイカー利用についても十分注意しておく必要があります。

## 用途開発&提案の大切さ

100年に一度とも言われる世界的な金融危機が、实体经济にもどんどん波及し中小企業と家計を経済的にも心理的にもマイナスに追い込んでいます。すべての業種・業界でマイナス要因や

予測不確実な要因が多いので、基本的なスタンスとしては、日本電産の永守重信社長の発言のとおり『昇った山を下り再度山頂を目指し直す事も大切』なのではないでしょうか。

投資で言えば円に換金して手元流動性を高める、企業で言えば出来るだけ固定金利の足の長い資金に借り換えたり、遊休資産の見直しといった財務のスリム化などがあたると思います。

しかし、こんな時期でも伸びている商品や業界もたくさん存在しています。その1つにマスクがあります。10年間で市場規模が50億円から150億円へと3倍に毎年成長し続けています。風邪をひいたらマスクという利用の仕方から、予防や人に感染させないように利用したり、寝るときや外出時に乾燥や寒さからのどを守ったり、今や国民病とも言える花粉症対策にマスクを使う人がいたり、さらには女性専用・子供専用マスクが開発されたり、様々な使い道が提案され人々の生活の中にとけ込んでいる事が安定的持続的な成長の実現になっているのだと思います。小麦がお米より世界中で普及している理由が、ケーキやパン、うどん、パスタ、ピザやお好み焼きなど何にでもなれるその用途の多様性が安定した需要を獲得し続けている事に似ているなど感じました。

さらに新型インフルエンザ（もし日本で流行したら17万人～64万人の死者の恐れ）に備えてこのマスクを備蓄する人が増え、出荷数も増えているそうです。災害などに備えて、食料や日用品に対して、各家庭で平均月千円の支出があるそうです。そこにマスクが切り込んでいっているわけですね。この備蓄する食糧ですが、厚生労働省では4週間分の用意を推奨しています。しかし、その内容はインスタントラーメンや缶詰、乾パンなど1ヶ月間もこんな食事をしていたら、体をこわすという指摘があちこちでされています。考えてみれば、これもビジネスチャンスになるわけです。お米や豆や漬物などの日持ちの良いものや保存食は、新型インフルエンザ対策で長期保存用に購入してもらえば需要喚起が出来るかもしれません。味噌やお米や漬物の備蓄の方がインスタントラーメンの備蓄よりも健康にも良さそうです。災害時の乾パンのように、その為だけにしか使わないなという代物ではなく、期限を見ながら定期的に消費していきますので、無駄に捨てる分も減らせると思います。今ある商材やサービスを他の用途に使えないか？この視点（用途開発：今あるモノやサービスも別の用途に活かさないか考える）で身の回りの問題解決を提案し、自社商品サービスの新たな活用に結びつけてみませんか。新型インフルエンザのみならずメタボや温暖化などといった多くの対応すべき問題が人類には山積です。

## 介護事業所における人材確保のポイント ～助成金を上手に活用しましょう～

昨年の介護事業所における1年間で辞めた職員の割合を示す離職率は21.6%でした（財団法人介護労働安定センター調査）。全産業の離職率が15.4%（平成19年度の厚生労働省調査）であることからみても、非常に高い離職率であるといえます。今年度から介護報酬が3.0%アップしますが、今回の改定では介護福祉士などの専門職員を雇用した場合や、職員研修などを実施した場合に介護報酬がプラスされるなど、介護職員の人材確保と流出防止に重点が置かれています。介護事業所としても職員の確保と、離職しないで働いてもらえる環境作りを早急に行う必要に迫られています。

今回は、介護事業所の人材確保・流出防止に活用できる3つの助成金を紹介いたします。これ

ら助成金を上手に活用することによって、よりよい条件での採用、職場環境の改善などの手助けになればと思います。

～介護関係の助成金～

	①介護基盤人材確保助成金	②介護未経験者確保等助成金	③介護雇用管理助成金
どのような時に	介護分野で新サービス等を始めようとする場合に、*特定労働者を雇い入れた場合（※社会福祉士、介護福祉士及び訪問介護員1級の資格があり、保健医療サービス又は福祉サービスの提供に関わる実務経験が1年以上ある者）	介護関係業務の未経験者を雇用保険の一般被保険者（週の所定労働時間が30時間以上の被保険者）として雇い入れた場合で、かつ、1年以上継続して雇用することが確実に認められた場合	介護分野で新サービス等を始めようとする場合に、ホームページの作成、求人情報誌への掲載、就業規則作成、教育訓練などを行った場合
主な受給資格	雇用保険の適用事業者で、助成金申請計画や改善計画の認定を受けていること	雇用保険の適用事業者であること	雇用保険の適用事業者であること
支給金額	一人当たり6ヶ月の期間で70万円（最大3人まで）	一人につき、6ヶ月の支給対象期間ごとに25万円で、合計50万円（最大3人まで）	かかった費用の1/2で、合計で最大100万円（一部については2/3）
申請時期	改善計画期間の初日以降において、最初に特定労働者を雇い入れた日から6ヶ月	雇い入れ日から一年間	改善計画期間内
申請先	（財）介護労働安定センター	全国のハローワーク	（財）介護労働安定センター

～申請時の注意点～

①介護基盤人材確保助成金

特定労働者は雇用保険の一般被保険者として雇い入れる必要があります。ただし、雇い入れ日と同日で雇用保険に加入できない場合は支給対象外となることに注意が必要です。また、採用した職員が1年経過した後も80%以上辞めずに残っていることが必要です。

②介護未経験者確保等助成金

雇い入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請までに、雇用保険被保険者を事業主都合で解雇していない事業主である必要があります。

③介護雇用管理助成金

支給金額が5万円を下回る場合には支給されません。したがって、ホームページの作成費用などは10万円以上であることが条件となります。

なお、申請にあたって新サービス等開始1ヶ月前までに介護労働安定センターに改善計画を提出し、認定を受けている必要があります。

例えば介護基盤人材確保助成金と介護雇用管理助成金は、医療法人が介護事業へ新規参入する場合や、例えば通所介護事業を行っている事業所が新たにグループホームの事業を始める場合などに適しています。なお、この2つの助成金は同時に受給することも可能です。ただし、介護未経験者確保等助成金については、他の2つの助成金との同時受給は不可能となっています。したがって、まずは介護基盤人材確保助成金と介護雇用管理助成金で職員の確保と職場環境の改善を行い、期間をおいてから介護未経験者確保等助成金の活用を検討してみたいかどうか。

※本文は、松本市市上の税理士法人成迫会計事務所で作成されたものを掲載いたしました。

# 県の助成事業

# 「平成20年度 地域発 元気づくり支援金」 を利用した組合の取り組み



## ■松本ホテル旅館協同組合

当組合では、「ホテルでの外国人観光客に対する接客英会話習得事業」を平成19年度から実施してきた。平成20年度事業については、県の「元気づくり支援金」を全事業費の8割（511,000円）を得て実施した。

### (1) 事業の目的

平成18年の松本市内での外国人宿泊者数は18,260人で、県内の市町村では4位、北安曇から松本までの「日本アルプス」地域は2位（県観光部調べ）となっており、前年対比でも増加している地域である。そのため、以前までは松本市内でも比較的大きなホテルでしか宿泊をしなかった外国人観光客も多数のホテルに宿泊するケースが増えてきており、各ホテルでは英語での接客が求められていた。さらに、外国人宿泊者に対して、ただの英語での会話ということだけでなく、英語での接客できめ細かいもてなしをするため、ホテルでの接客英会話の研修を実施した。

### (2) 事業内容

組合員である松本市内のホテル及び旅館の従業員（38名）を対象に、ホテルでの接客英会話の研修会を開催した。受講者の英会話レベルに合わせ6コース・各10回の研修会を実施した。講師は、松本市桐にある英会話スクール Ez Communications（イーजी コミュニケーションズ）の外国人スタッフに依頼した。

### (3) 事業効果

①ホテル従業員が外国人宿泊客に対する苦手意識

をなくすことができた。

- ②ホテルでの外国人宿泊客に対する英会話による専門的な接客マナーを身に付けることができた。
- ③松本市のホテル・旅館に宿泊する外国人宿泊客に対して、より安心してお泊まりいただくことができるようになった。
- ④外国人観光客に対して松本市のホテル・旅館のイメージアップを図ることができ、長野県や松本市の観光振興、誘客活動に寄与している。

### (4) 今後の取り組み

「ホテルでの外国人観光客に対する接客英会話習得事業」は平成21年度も継続して実施していく計画をしている。今後は、この講習の受講生のフォローアップをするため、英会話スクール Ez Communicationsに依頼し、この研修講師とは別の外国人スタッフが抜き打ちで各ホテルを回り外国人宿泊客に対する英会話による対応を検証し、各ホテルでの接客英会話のレベルアップを図っていく予定である。

#### ☆長野県中小企業団体中央会の支援内容☆

中央会担当者が当組合の事業計画を聞き、「地域発 元気づくり支援金」の取得について組合に提案。組合が助成金の取得をしたい意向であったため、事業計画書や申請書類の作成支援と県のヒアリングにも同行し、交付決定を受けることができた。さらに事業実施後、事業実績報告書の作成支援をし助成金を取得することができた。

# | 健 | 康 | を | 考 | え | る |

## ゴルフ練習後の 恐ろしい背胸部痛！



待ちに待ったゴルフ場のオープンです。冬の間すっかり硬くなった身体をほぐすでもなく、一回の練習にいきなり200球以上打ってはいませんか。

先日52歳のゴルフ歴9年のHC16、飛ばし屋の社長さんが受診して来ました。ここ2週間に8回練習場に通り、日に200から300球を打ち続けたようです。2回目の練習中に左背部にチクとした感じがしましたが、気にせず仕事や練習を続けていました。首筋から左背部の重圧感が続発し、ここ2回の練習時には左背部から胸部にかけて走る痛みを伴い、スウィングや体動で増強しました。ゴルフ仲間に話したところ、「俺にもその経験があるよ。整形外科で診てもらったら第4肋骨の疲労骨折だった。シングルになるには大抵が経験するらしい。レントゲン撮ればすぐ診断がつき、バストバンドでゴルフを続けられたよ。」とアドバイスされ、来院しました。

大柄な体格の方でした。特定肋骨の圧痛はありませんでした。右利きで反対側の左肋間神経痛を訴

えましたので、レントゲンを撮ってみました。肋骨骨折は確認できませんでしたが、胸部大動脈の石灰化が微かに認められました。

問診中、6年程前に会社の健診で糖尿があり、コレステロールと中性脂肪、尿酸が高く、血圧も高いと指摘されたが、なんの症状もなく放置していたと言っていました。25年以上も毎日ウイスキー0.5本、タバコ40～50本吸っていたとも。動脈硬化危険因子が立派に揃っているじゃないですか！

「あなたは、レントゲン上まだ現れていない肋骨の疲労骨折かもしれないし、過労性の筋肉痛や筋違いかも知れません。しかし念のため心臓・大動脈疾患の専門医の診察を受けてみましょう。」とお話しました。

「なんの疲れや症状もなく、元気にしているが」と少々不満そうでした。

「6年ぶりの健診だと考え、今年も安心してゴルフができるよう受診しましょう」と説得して紹介状を書きました。結果は無症候性の虚血性心疾患（2本の冠動脈狭窄）が確認され、ステント挿入術で事なきを得ました。

ゴルファーが背胸部痛を訴えるときには、筋肉痛、肉離れ、肋骨や下部頸椎棘突起骨折を考えがちです。しかも肋骨疲労骨折は、利き手の反対側第4,5,6,7肋骨に多発します。だからと言って左側の背胸部痛や肋間神経痛のとき、即、肋骨疲労骨折と断じないで下さい。

胸郭内には常に生命に危険性のある心臓・胸部大動脈疾患、肺癌、縦隔洞癌、時には胸椎や肋骨、胸壁への転移癌なども偶然に発見される事もあり、带状疱疹の皮膚症状に先行する強烈な神経痛もあります。

メタボリック症候群や、動脈硬化危険因子のある中高年のゴルファーが増えています。健康に留意しながらゴルフを楽しみましょう。



長野県保険医協同組合

理事 張 洛善

(松本市 あずさ整形外科医院)

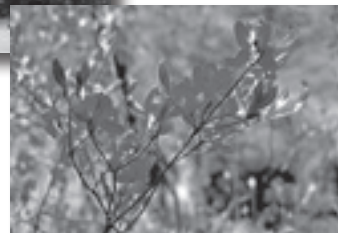
# 南木曾 ミツバツツジ祭り

天白公園の高台に群生する6種類約400株のミツバツツジが、鮮やかな花を咲かせ一面ピンク色に染めます。町指定の天然記念物でもあるミツバツツジは、葉よりも先に花を咲かせるので一層鮮やかです。南木曾町の名のついた「ナギソミツバツツジ」という珍種もあります。

祭り期間中は茶店や地元の土産物、ツツジ苗等の販売が行われ、大勢の花見客で賑わいます。また、公園内には電力王と呼ばれた福澤桃介(福澤諭吉の娘婿)が水力発電のために架けた木橋吊橋「桃介橋」(国の重要文化財)や「福澤桃介記念館・山の歴史館」等の見学施設もあります。



「南木曾町ツツジ公園」



- 1 日 時 4月5日(日)～19日(日) 9時～16時  
2 会 場 天白公園  
3 内 容 ●物産販売

- ・ミツバツツジ苗、福澤桃介が海外から持ち帰ったといわれる花桃の苗、木工製品や伝統工芸品などの販売がされます。
- ・地元住民による最大20店舗近くの出店では、漬物や山菜、魚の塩焼き、五平餅、ほう葉寿司、おこわや手作り菓子などが販売されています。手作りや地元産のものが多く、日々販売物が変わることも特徴です。地元のおじさん、おばさんとの会話もお楽しみください。

●駐車場(環境整備協力金)

バス1,500円、マイクロバス800円、普通車300円、二輪車100円

- 4 主 催 なぎそミツバツツジ祭り実行委員会  
5 アクセス [列車で] JR南木曾駅より徒歩約10分  
[お車で] 中央自動車道 中津川ICより約30分、飯田ICより約50分  
6 お問い合わせ 南木曾町観光協会  
〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書3668-1  
TEL 0264-57-2727 FAX 0264-57-2270  
E-mail: kankou@town.nagiso.nagano.jp

信州道楽

なつかしい道へ、あたらしい道へ、あたたかい人へ。

長野県観光部観光振興課

# “信州に泊まるう！ 県民宿泊キャンペーン” を実施中！

長野県では、緊急経済対策の一環として、県民による県内宿泊施設の利用促進に向けて、行政・宿泊業・旅行業者等の関係者が一体となって、全県的なPRキャンペーンを実施します。

## 1 実施期間

平成21年2月20日（金）から7月20日（月）まで

## 2 実施内容

### （1）「泊まれば1,000様にプレゼントが当たります」

県内全ての宿泊施設を対象として、県内にお住まいの方がキャンペーン期間中宿泊をすると、その宿泊回数に応じて、抽選で合計1,000名様に宿泊補助券や県産品（県原産地呼称管理制度認定品、県内授産施設での自主製品など）をプレゼントします。

コース名	賞品	本数
1泊コース	宿泊補助券（1万円分）	10名様
	県産品（1千円相当）	400名様
2泊コース	宿泊補助券（2万円分）	10名様
	県産品（2千円相当）	400名様
3泊コース	宿泊補助券（3万円分）	10名様
	県産品（3千円相当）	170名様



### （2）「お得な宿泊プランを用意しています」

900余りの宿泊施設と旅行会社において、特典や割引が付いた宿泊プランを提供します。

宿泊プランの詳細は、専用パンフレット又は長野県公式観光ウェブサイト「さわやか信州旅.net」でご確認ください。



詳しい情報は、<http://www.nagano-tabi.net/>をご覧ください。

お問い合わせ先 ●観光振興課 電話：026-235-7254 / Fax：026-235-7257

●(社)信州・長野県観光協会内 “信州に泊まるう!県民宿泊キャンペーン” 事務局  
電話：026-234-7219



# 派遣労働者の雇用安定のために…



いわゆる「2009年問題」への対応を検討されている事業主の方、また、受け入れている派遣労働者を直接雇用しようか迷っている事業主の方、派遣先での派遣労働者の直接雇用を推し進めるため奨励金が支給されます。（労働者派遣法第40条の4及び第40条の5の雇用契約の申込みの対象となるものを除きます。）製造業に限らず、派遣労働者を受け入れている他の業務も対象となります。

## 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

### 【支給対象事業主】

- ① 6ヶ月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6ヶ月以上の有期（更新有の場合に限ります。）で直接雇い入れる場合。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる場合。

支給額		期間の定めのない労働契約の場合			6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約の場合			
大企業	計50万円		6ヶ月経過後	25万円	計25万円		6ヶ月経過後	15万円
			1年6ヶ月経過後	12万5千円			1年6ヶ月経過後	5万円
			2年6ヶ月経過後	12万5千円			2年6ヶ月経過後	5万円
中小企業	計100万円		6ヶ月経過後	50万円	計50万円		6ヶ月経過後	30万円
			1年6ヶ月経過後	25万円			1年6ヶ月経過後	10万円
			2年6ヶ月経過後	25万円			2年6ヶ月経過後	10万円

【事業実施期間】 平成21年2月6日から平成24年3月31日まで

※ 【支給要件】など、詳しくは厚生労働省ホームページ「緊急雇用対策」をご覧ください。このほか、各種助成金・奨励金など国の緊急雇用対策もご覧いただけます。

### いわゆる「2009年問題」への対応について

物の製造業に係る労働者派遣については、平成18年頃から、従来請負により処理していた業務を労働者派遣により処理するよう切り替えが進んだと推測され、平成19年3月1日より派遣可能期間が3年に延長されたことから、これらについては平成21年度（2009年）において、派遣可能期間が満了することになります。（これがいわゆる「2009年問題」です）

労働者派遣は、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるので、労働者派遣の役務については、派遣就業の場所ごとの同一業務について、派遣可能期間を超える期間継続して提供を受けることはできません。

このため、派遣先が派遣可能期間を超えてもなお、同一業務を処理する必要がある場合は、基本的には「直接雇用」が「適正な請負」によることとすべきであるとされています。

### 派遣契約の中途解除について

昨今の経済情勢による企業業績の悪化等に伴い、労働者派遣契約の期間満了に伴う契約の不更新や契約期間満了前の契約解除が多く発生しています。

「派遣先が講ずべき措置に関する指針」には、派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るよう、派遣元事業主と協力して、派遣労働者の雇用の安定を図るよう定められています。



派遣先での直接雇用もご検討ください。



### お問い合わせ先

長野労働局職業安定部職業安定課  
TEL 026-226-0865  
FAX 026-226-0157

# セーフティネットの5号の指定業種が 760業種に拡大されました!

長野県信用保証協会の

## セーフティネット保証

をご活用ください!

- 一般保証枠とは別枠の  
**無担保最高8,000万円**まで
- 法人代表者以外の  
**保証人は不要**
- 保証料率  
**年0.80%以下**

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



**長野県信用保証協会**

URL <http://www.nagano-cgc.or.jp> e-mail [hosyo@nagano-cgc.or.jp](mailto:hosyo@nagano-cgc.or.jp)

TEL 026(234)7680 FAX 026(233)5030

# 組合法改正に対応した通常総会前後 の法的手続きとポイント

(監事の職務を会計監査に限定する組合の場合)

## I. 通常総会の開催に伴う諸手続について

### 1. 「決算関係書類」「事業報告書」の作成

#### (1) 決算関係書類の作成

《新》施行規則により決算関係書類に使用する「区分」「項目」等が明示された。

その他の項目等は、《新》「中小企業等協同組合法計基準」に基づき処理する。

#### (2) 事業報告書の作成

《新》施行規則により事業報告書に記載又は記録する「事項」等が明示された。

### 2. 監事による監査の実施

《新》(1)「監査報告」を理事に提出するまでの期限…4週間を経過した日又は理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに通知しなければならない。

《新》(2)「監査報告」に記載すべき事項が明示された。

### 3. 理事会の開催

#### (1) 理事会招集通知の発出

会日の1週間前(定款の記載により短縮等可能)までに理事に到達するように発出。

#### (2) 理事会の議決事項

通常総会開催及び議案の議決を行う。

《新》※ 監事の監査を受けた「決算関係書類」等の承認を行う。

### 4. 「決算関係書類」「事業報告書」の事務所への備え置き

《新》「決算関係書類」及び「事業報告書」を通常総会の日から2週間前から5年間、主たる事務所(従たる事務所は3年間)に備え置き、組合員に閲覧。(※保存期間は10年間)

### 5. 通常総会の開催

#### (1) 通常総会招集通知の発出

通常総会の会日の10日前(定款の記載により短縮等可能)までに組合員に到達するように発出する。

(※理事会の承認を得た「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」を提供)

#### (2) 通常総会の議決事項

監事の意見書を添付、「決算関係書類」「事業報告書」を提出、承認を求める。

### 6. 理事会の開催(役員改選があった場合 → 代表理事(理事長)等の役付理事の選出)

#### (1) 理事会招集通知の発出

理事全員の同意により招集を省略し、通常総会終了後、直ちに開催する。

但し、全員の同意が得られない場合は、後日、招集手続を経て開催する。

#### (2) 理事会の議決事項

代表理事(理事長)、副理事長、専務理事等を選出する。

### 7. 税務申告書の提出・納税

#### ※ 法人税の申告・納税

事業年度終了後2カ月以内に申告・納税する。

《新》定款の記載において、通常総会開催招集を3カ月以内とした組合の場合、「確定申告書の提出期限の延長の特例」の提出等を行う。

## II. 通常総会議事録、理事会議事録の作成について

### 1. 通常総会議事録の作成

速やかに総会議事録を作成する。

《新》施行規則により議事録への記載事項が明記された。

#### ◆新定款「総会議事録」への記載事項

- ① 招集年月日【定款上】
- ② 開催日時及び場所【法律上】
- ③ 理事・監事の数及び出席理事・監事の数【定款上】並びにその出席方法【法律上】
- ④ 組合員数及び出席者数【定款上】並びにその出席方法【法律上】
- ⑤ 出席理事の氏名【法律上】
- ⑥ 出席監事の氏名【法律上】
- ⑦ 議長の氏名【法律上】
- ⑧ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名【法律上】
- ⑨ 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）【法律上】
- ⑩ 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要【法律上】
- ⑪ 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要【法律上】

### 2. 理事会議事録の作成

速やかに理事会議事録を作成する。

《新》① 監事が出席した場合は、記名押印が必要となる。

《新》② 施行規則により議事録への記載事項が明記された。

#### ◆新定款「理事会議事録」への記載事項

- ① 招集年月日【定款上】
- ② 開催日時及び場所【法律上】
- ③ 理事・監事の数及び出席理事・監事の数【定款上】並びにその出席方法【法律上】
- ④ 出席理事の氏名【法律上】
- ⑤ 出席監事の氏名【法律上】
- ⑥ 出席組合員の氏名【法律上】
- ⑦ 議長の氏名【法律上】
- ⑧ 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名【法律上】
- ⑨ 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）【法律上】
- ⑩ 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要【法律上】
- ⑪ 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要【法律上】
- ⑫ その他（以下、省略）

※ この手続きの内容は、平成18年度、平成19年度の組合法改正に伴い、全国中小企業団体中央会が提示している組合法改正に対応した『定款参考例』に基づき組合の定款を変更されている場合の例示です。

### Ⅲ. 主な行政庁への提出書類等・登記の手続きについて

#### 1. 行政庁への提出書類等

##### (1) 決算関係書類の提出

- ① 提出期限 … 通常総会終了後2週間以内
- ② 提出書類
  - 1) 決算関係書類提出書
  - 2) 決算関係書類等 「事業報告書」「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分案または損失処理案」
  - 3) 総会議事録（原本証明する）

##### (2) 役員変更届の提出

- ① 提出期限 … 通常総会終了後2週間以内
- ② 提出書類
  - 1) 役員変更届
  - 2) 変更理由書および理由を記載した書面
  - 3) 変更した事項を記載した書面
  - 4) 総会議事録（原本証明する）
  - 5) 理事会議事録（原本証明する）

##### (3) 定款変更認可申請書の提出

- ① 提出期限 … 通常総会終了後2週間以内
- ② 提出書類
  - 1) 定款変更認可申請書
  - 2) 変更理由書
  - 3) 変更しようとする箇所を記載した書面
  - 4) 変更後の事業計画書（変更が事業計画に係る場合）
  - 5) 変更後の収支予算書（変更が収支予算に係る場合）
  - 6) 総会議事録（原本証明する）

#### 2. 登記事項

##### (1) 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記 …（省略）

##### (2) 代表理事変更登記（任期满了による改選の場合）

原則、新法による変更点はないが、次の点の注意が必要。

- ① 変更期限 … 変更があった日から2週間以内
- ② 作成書類
  - 1) 変更登記申請書
  - 2) 登記用別紙（重任の場合不要）
  - 3) 定款
  - 4) 総会議事録（原本証明する）
  - 5) 理事会議事録（本物または写しを添付する）
  - 6) 理事全員の印鑑証明書（例外あり）
  - 7) 委任状（代表理事本人が申請する場合は不要）
  - 8) 印鑑届書（代表理事が新たに変更した場合）

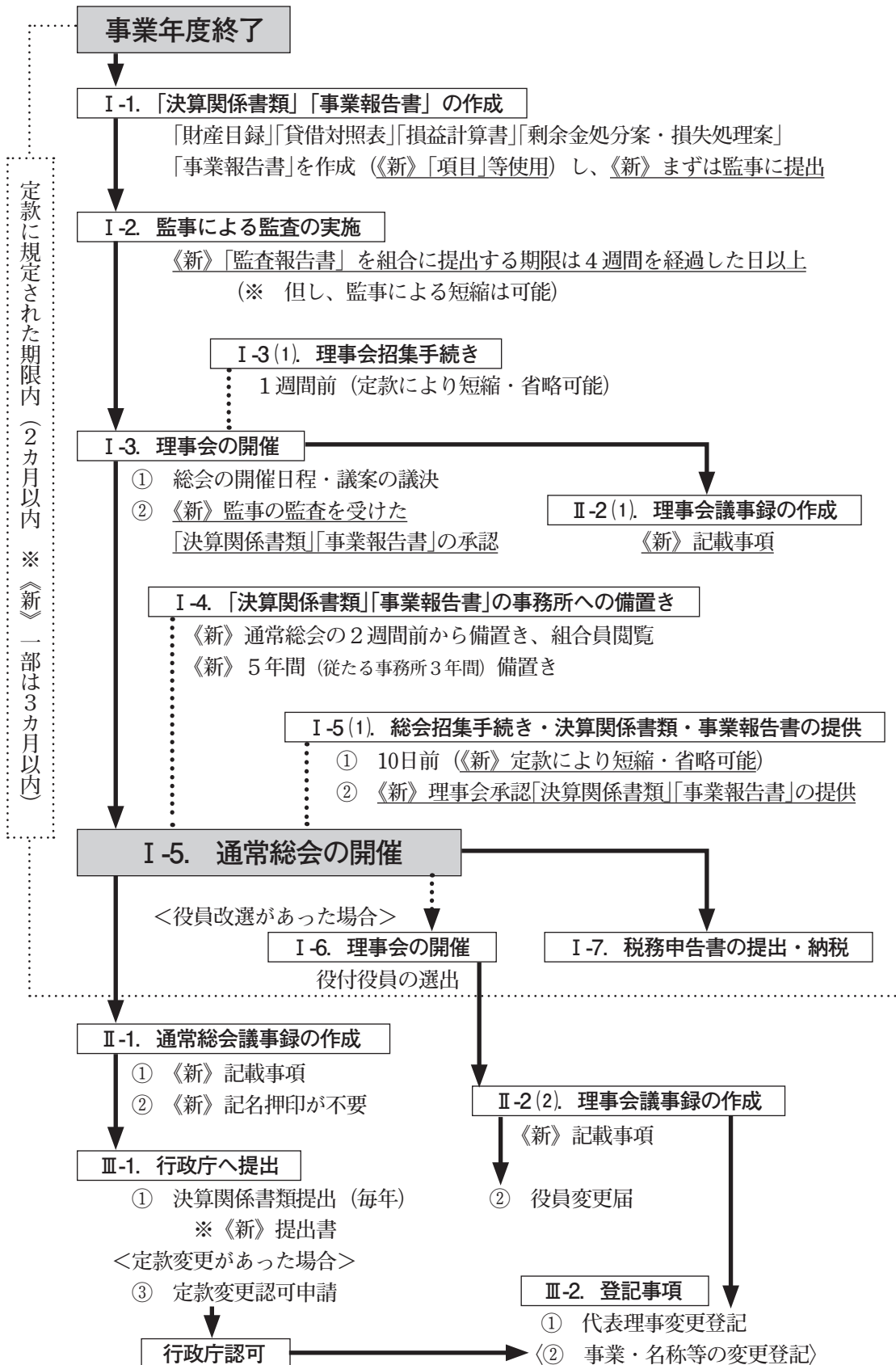
##### (3) その他の主な登記

- ① 主たる事務所移転登記・従たる事務所移転登記 …（省略）
- ② 事業変更登記 …（省略）
- ③ 名称・地区・公告の方法・出資1口の金額等の変更登記 …（省略）

平成18、19年に中小企業等協同組合法等の一部が改正されたことに伴い通常総会前後の法的手続きが大幅に変更になっておりますので、そのポイントを掲載いたしました。

なお、詳細とご不明な点は連携支援部（026-228-1171）又は各事務所にお問い合わせ下さい。

## ■組合の通常総会準備と総会終了後の諸手続のフロー図



# 雇用調整助成金制度の 拡大について

～労働者の雇用などを行わない事業主に対して助成率を上乗せします～

## ◆助成金制度の拡充の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

## ◆支給手続き等◆

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要です。

## ◆助成率上乗せ要件◆

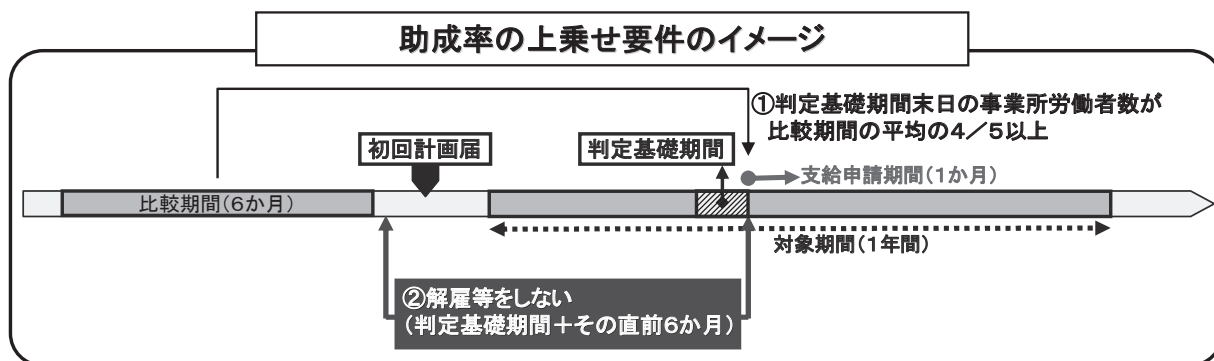
助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せします。

- ① 判定基礎期間（貸金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ② 判定基礎期間（貸金締切期間）とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと

## ◆助成率◆

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、それぞれ以下のとおり助成率を上乗せします。

	〔通常の助成率〕		〔上乗せ後〕
雇用調整助成金	2 / 3	→	3 / 4
中小企業緊急雇用安定助成金	4 / 5	→	9 / 10



お問い合わせは、お近くのハローワーク又は長野労働局まで

## 21年度予算に係る「戦略的基盤技術高度化支事業」の公募予告について

経済産業省中小企業庁では、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）に資する研究開発等を促進することにより、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を図ることを目的として、「戦略的基盤技術高度化支援事業」の公募を以下のとおり行いますのでお知らせいたします。

この事業の対象は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発となります。

◎ 公募期間 平成21年4月1日（水）～5月15日（金）

◎ 事業内容

(1) 事業対象

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）」第3条に基づき定められた特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定され、法第4条第1項に基づき認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発を対象としています。

(2) 応募資格

本事業の対象は、事業管理者、研究実施者、総括研究代表者（プロジェクトリーダー）、副総括研究代表者（サブリーダー）によって構成される共同体を基本とし、法の認定を受けた中小企業者を含む必要があります。

(3) 応募申請者

本事業への申請者は、事業管理者です。

事業管理者は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行うことが可能な法人又は個人事業者です。

(4) 研究開発規模等

【一般枠】

研究開発期間	2年度若しくは3年度
上限額	平成21年度（平成22年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が4,500万円以下
想定件数	1件当たり4,500万円とすると、40件程度採択する予定です。
受付窓口	関東経済産業局 産業部 製造産業課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0307

詳細は関東経済産業局産業部製造産業課（TEL048-600-0307）又は中小企業庁経営支援部創業・技術課（TEL03-3501-1816（直通））まで



事業に従事する組合員が  
20名以下の企業組合の役員のみなさんへ  
自分の退職後の準備は万全ですか!!



## 事業主の退職金制度 小規模企業共済です



小規模企業共済制度は、経営者の退職後を支える“安心・確実な国の制度です”。

小規模企業共済制度とは、企業規模の小さい個人事業主又は会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安心や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば『経営者の退職金制度』といえるものです。

### 《制度の特色》

- ◎安心・確実な国の共済制度です
- ◎掛金にも共済金にも税制上の大きなメリットがあります
- ◎掛金は1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。
- ◎事業資金の貸付制度が利用できます。

加入者（一定の資格者）の方は、納付した掛金合計額の範囲内で事業資金の貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時貸付け等）が受けられます。



### 大きなメリット内容

#### ☆掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済金等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。（1年以内の前納掛金も同様です。）

※毎月3万円の掛金（年間36万円）で例えば課税対象所得400万円の方ならば93,200円の節税!!になります。

☆共済金は退職所得扱い（一括受取り）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）

### 《加入資格》

- ①制度に加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員
- ②事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- ③常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- ④常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

お問い合わせ・お申し込みは長野県中小企業団体中央会へ

TEL：026 - 228 - 1171

URL：http://www.alps.or.jp

※この制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。

中小企業の  
皆さんへ

## 手助けのふりをした 勧誘・斡旋にご注意ください！

### 【勧誘、斡旋の手口】は・・・

- 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）や緊急保証制度の利用のお手伝いをするといい、FAX、ダイレクトメールなどが送りつけられていませんか？
- 貸付や保証を受けるためには、会員になる必要があると思わせ、入会金、年会費や保証料などを振り込ませるといった事例が発生しています。
- 「中小企業に関係した組合に加入すれば有利な資産運用ができます」など、不審な勧誘をする事例も出ています。

### 【注意事項】 その1は・・・

- 中小企業倒産防止共済制度は、入会金、年会費や保証料は必要ありませんので十分ご注意ください。

【お問い合わせは】

(独) 中小企業基盤整備機構経営安定企画課

電話：03-5470-1540 URL: <http://www.smrj.go.jp/>

### 【注意事項】 その2は・・・

- 信用保証協会では、金融斡旋屋などの第三者が介入した保証を取扱いません。  
信用保証協会と似た名前で来る、FAX、ダイレクトメールなどには十分ご注意ください。  
なお、信用保証協会は、所定の保証料以外に、相談料、手数料、入会金などをいただくことはありません。

【お問い合わせは】

(社) 全国信用保証協会連合会

電話：03-6823-1200 URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/>

### 【注意事項】 その3は・・・

- 中小企業に関連する組合から、有利な資産運用の勧誘を受けたときなどには十分ご注意ください。

【お問い合わせは】

各経済産業局中小企業課（関東経済産業局は経営支援課）

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/link/kumiai.htm>

### 【最新情報】は・・・

- 中小企業庁 URL: <http://www.chusho.meti.go.jp>

[携帯電話から最新情報にアクセスできます。]

- モバイル中小企業庁 URL: <http://chusho.mjmk.jp>

- (独) 中小企業基盤整備機構 URL: <http://www.smrj.go.jp/>

ATTENTION!  
中小企業の皆様  
ご注意ください



QRコードからアクセス  
してください

### 【不審な勧誘・斡旋】などがあれば・・・

上記の機関や最寄りの警察署にお問い合わせください。  
その際、相手が示した電話番号、口座番号などをご提供ください。

# 人と企業を結ぶ出向・移籍情報

(財) 産業雇用安定センターでは企業が求めている人材の紹介、従業員の方々の新しい職場を紹介・あっせんをしています。下記の出向・移籍情報は(財) 産業雇用安定センター長野事務所から提供された「エコー人材情報」(長野県版) から一部抜粋したものを掲載いたしました。

## 【送出情報】

### 人材キャリアリスト (技術的職業)

登録番号	送出方法	送出希望職種		免許・資格		性別	年齢	業種	主な職務歴(新しいものから順に)			
		〃 手入力	〃 手入力	希望就業地	事業内容				部門	職種	職務の内容	
20-08-1-00000388	移籍	電気装置技術者 電気回路設計技術者	第1種自動車運転(普) クレーン運転士 玉掛技能者	希望就業地	希望就業地	男	51歳	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製工作機械の開発・製造・販売	生産技術	技術管理	生産技術に関する監督業務	
		電気装置技術者 電気回路設計技術者	普通自動車運転免許 クレーン運転士 玉掛技能者	長野市 上田市 千曲市 松本市	開発設計				開発設計	機械の電装設計、制御装置設計開発		
20-08-1-00000187	移籍	建築技術者	建築士1級 建築施工管理技士	希望就業地	希望就業地	男	56歳	一般土木建築工事業	建築	建築技術者	建築工事の施工管理全般	
		建築施工管理	第1種自動車運転(普) 一級建築士 一級建築施工管理技士 普通自動車免許						長野市 上田市 千曲市 小諸市	総合建設業	建築	建築技術者
20-08-1-00000166	移籍	建築技術者 その他の土木技術者 土木施工管理技術者	建築士1級 土木施工管理技士1級 第1種自動車運転(普)	希望就業地	希望就業地	男	57歳	一般土木建築工事業	建設	建築技術者	建築現場管理	
		建設業 土木技術者 土木施工管理技士	一級建築士 一級土木施工管理技士 普通自動車						長野市 須坂市	土木・建築工事一式請負	建設	建築技術者
20-08-1-00000264	移籍	その他の建築技術者 その他の建築技術者	建築士1級 建築施工管理技士 建築・土木のその他	希望就業地	希望就業地	男	60歳	一般土木建築工事業	リニューアル	その他の建	リニューアル工事顧客管理	
		建物の維持管理 住宅建設	一級建築士 一級建築施工管理技士 建築積算士						長野市 千曲市	総合建設業	開発部	その他の建
20-08-1-00000192	移籍	その他の建築技術者 CAD設計技術者	建築士1級 建築施工管理技士 第1種自動車運転(普)	希望就業地	希望就業地	男	54歳	一般土木建築工事業	営業所	建設関連管	建築営業、積算。小工事の管理	
		企業建物の維持管理 施工図、積算業務	一級建築士 一級建築施工管理技士 普通自動車免許						小諸市 佐久市	総合建設業	生産設計	建築設計技
20-08-1-00000274	移籍	その他の土木技術者 土木施工管理技術者	土木施工管理技士1級 造園施工管理技士 建築・土木のその他	希望就業地	希望就業地	男	57歳	一般土木建築工事業	土木本部	土木施工管	土木工事施工管理全般	
		土木工務、積算 土木工事施工管理	一級土木施工管理技士 一級造園施工管理技士 乙種火薬取り扱い						長野市 須坂市	総合建設業	工事部	建築技術者

### 人材キャリアリスト (生産工程・労務の職業)

登録番号	送出方法	送出希望職種		免許・資格		性別	年齢	業種	主な職務歴(新しいものから順に)			
		〃 手入力	〃 手入力	希望就業地	事業内容				部門	職種	職務の内容	
20-08-1-00000431	移籍	電気機械器具組立・修 その他のサービスの職	美容師・管理美容師 第1種自動車運転(普)	希望就業地	希望就業地	女	43歳	精密機械器具製造業	製造部	電気通信機	ワイヤーガイドの出荷：検査	
		製造業 サービス業	美容師免許 普通自動車免許						北佐久郡 佐久市 小諸市	販売店	百貨店・ス	レジ：出荷：発注
20-08-1-00000259	移籍	電気機械器具組立・修 その他のサービスの職	第1種自動車運転(普) 普通自動車免許	希望就業地	希望就業地	男	34歳	電気機械器具卸売業	美容業	理容師、美	美容師	
		製造業 サービス業 ホテル業	普通自動車免許						佐久市 小諸市 東御市	家電量販店	電気機器販	家電製品の販売
20-08-1-00000174	移籍	電気機械器具組立・修	第1種自動車運転(普)	希望就業地	希望就業地	女	40歳	酒類製造業	製造	清涼飲料製	酒類の製造；出荷；検査	
		製造業	普通自動車免許						佐久市 小諸市 北佐久郡	製造	電気機械部	C/D部品組立て
20-08-1-00000173	移籍	電気機械器具組立・修	第1種自動車運転(普) フォークリフト	希望就業地	希望就業地	男	39歳	酒類製造業	製造	清涼飲料製	酒類の製造；出荷	
		製造業	普通自動車免許 フォークフォフト						佐久市 小諸市 北佐久郡 上田市	製造	電気機械部	DVD部品組立て

## 【受入情報】

整理番号	受付年月日 所在地	受入職種 (必要免許資格)	年齢 例外事由 学歴	受入人数	受入方法	受入時期 受入期間	月給 年俵・年取 (万円)	勤務場所		住宅の有無	事業内容	資本金(百万円) 従業員規模(人)
								都道府県	市郡			
20-08-0000159	090109 上田市	品質管理技術者	不問 短大	1	移籍	09年04月	165～	長野県	上田市	無		1,744 100～299
20-08-0000138	081120 長野市	電気工事業者	20～30 第3号口 高	1	移籍	08年12月	17～22	長野県	長野市	無	電気・電子・OA機器・関連機器製造販売等	80 100～299
20-08-0000136	081118 上田市	生産管理管理職	不問 高	1	移籍		22～30 264～360	長野県	上田市	無	金型及び同部品加工・各種精密部品加工	50 50～99
20-08-0000135	081118 上田市	金属工作機械工	不問 高	1	移籍		22～30 264～360	長野県	上田市	無	金型及び同部品加工・各種精密部品加工	50 50～99
20-08-0000110	081002 安曇野市	精密機械技術者 第1種自動車運転(普通)	30～40 第3号口 高	1	移籍	08年12月	20～30 240～360	長野県	安曇野市	無	セイコー時計の部品組立・加工	10 100～299
20-08-0000105	080916 東御市	機械技術者	不問 高	1	移籍	08年10月	25～28	長野県	東御市	無	音響機器、情報機器用各種電子ハーネス・コネクタの製造	72 100～299
20-07-0000176	071112 上伊那郡	機械設計技術者	30～45 第3号口 高	1	移籍	07年11月	25～35	長野県	上伊那郡	無	省力化機械設計・製作、精密治工具、金型設計・製作	40 30～49
20-08-0000077	080825 中野市	機械設計技術者	～59 第1号	1	出向移籍 いずれも可		22～40 264～480	長野県	中野市	無		50 50～99
20-08-0000054	080728 佐久市	ソフトウェア研究開発 第1種自動車運転(普通)	不問	1	移籍	08年08月	15～35	長野県	佐久市	無	電子機器製造、半導体試作、ソフト及びハードウェア設計、開発	50 50～99
20-07-0000263	080131 上田市	機械設計技術者 第1種自動車運転(普通)	不問 短大院	1	移籍		17～21	長野県	上田市	無	圧力計・車載圧力スイッチ・圧力センサー及び応用製品等の製造	3,332 500～999
20-07-0000207	071127 埴科郡	製造受注営業 第1種自動車運転(普通)	～35 第3号イ 短大院	2	移籍		20～30	長野県	埴科郡	世帯用 単身用	プリンター・自動販売機・自動車部品・OA機器等の製造・販売	165 100～299
20-07-0000136	071017 長野市	システムエンジニア	不問 短大院	3	移籍	07年11月	18～40	長野県	長野市	世帯用 単身用	ソフトウェア開発 システムインテグレーションサービス	100 1000～4999
20-07-0000135	071017 長野市	システムエンジニア	不問 短大院	3	移籍	07年11月	18～40	長野県	長野市	世帯用 単身用	ソフトウェア開発 システムインテグレーションサービス	100 1000～4999

これらの情報は、長野県関連で登録された最新の人材送出及び人材受入の出向・移籍情報を取りまとめたものです。お問い合わせは下記の長野事務所までお願いいたします。

これらの情報の中には、既に出向・移籍が決まり無効となることもありますので、あらかじめご了承ください。これ以外にも登録されている情報がありますので長野事務所までお問い合わせ下さい。

### 《お問い合わせ先》

**(財) 産業雇用安定センター 長野事務所**  
**TEL026-229-0555 FAX026-229-0333**  
<http://www.sangyokoyo.or.jp/>



地域資源を活用した事業や農林漁業者の方と連携した事業をご計画の中小企業の皆様へ。

## 地域資源・農工商連携支援資金 についてご紹介いたします。

### ◎対象となる事業者の方

以下に該当する方が対象になります。

- ① 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、農工商等連携事業計画の認定を受けた者

### ◎対象となる資金

「地域産業資源活用事業計画」又は「農工商等連携事業計画」に基づいて行う事業に必要な設備資金、長期・短期運転資金（商手割引を含む）

### ◎貸付条件は（概要は下記のとおりですが、詳細は窓口までお問い合わせください）

- ・金額 制限はありません（但し、優遇レートを利用する場合は3億円以内）
- ・期間 設備資金 15年以内（うち据置2年以内）  
運転資金 5年以内（うち据置1年以内）  
但し、実情に応じ7年以内（うち据置3年以内）
- ・利率 所定の利率  
当金庫の長期プライムレート等に担保条件、財務条件によって所定の利率が上乘せされます。  
詳細は窓口までお問い合わせください。  
※5年見直し型も選択できます。

### ◎必要書類等

- ・3期分の決算書、月別売上資料、最近の試算表等をご用意ください。
- ・ご融資の際に所定の契約書・地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画承認書等、念書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

ご注意ください

1. 審査の結果によっては、ご融資できない場合、もしくはご融資金額の減額、ご融資期間の短縮等、ご希望に沿えない場合があります。
2. 最終期限より前にご融資金額の一部又は全額をご返済する場合、期限前弁済手数料が原則必要となります。

詳しくは下記の商工中金各支店までお問い合わせください。

長野支店 026-234-0145 諏訪支店 0266-52-6600 松本支店 0263-35-6211

※（本文は全中情報 2009 2.15 No. 1173 掲載の「商工中金からのご案内」から一部を抜粋し、加工をいたし掲載いたしました）

# ETC

## 各種サービスのご紹介

### 大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路(株)発行のETCコーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し、利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために

### 法人会員のETCカードによる割引制度(後払制度)

当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

# ORSE

(財団法人道路システム高度化推進機構)

登録番号 第0448-022764号

ETC車載器の  
販売、セットアップ  
できます。

申込み・問い合わせは

**(協)長野県商工振興会**

<http://www.alps.or.jp>

〒380-0936 長野市岡田131-10 中小企業指導センター内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

# 中小企業者のための共済制度

## 火災共済

### あなたを力強くバックアップ

#### 特色

- 金融機関に質権設定ができます。
- ワイドな補償（普通火災・総合火災）で大きな安心。
- 住宅・店舗・工場などがご契約できます。



## くるま共済

### 交通事故の負担に十分なそなえを！

#### 特色

- 共済金は、加害事故、被害事故、自損事故いずれの場合も契約者にお支払いします。
- 自動車保険とは一切関係なくお支払いします。
- 入院は1日目からお支払いします。
- 共済金の請求は、事故証明書などコピーでOK

## 医療総合保障共済

### 「健康相談」・「名医」紹介付の共済制度

#### 特色

- 加入は告知書でOK
- 入院は1日目からお支払いします。
- 満6歳～満69歳まで、ご継続は89歳まで。
- 掛金は5歳きざみの年齢群。



## 労働災害補償共済

### 労災保険の補償だけで十分ですか？

#### 特色

- 政府労災保険の上乗せ補償として、就業中や通勤途中の事故・ケガを補償します。
- 「死亡見舞金」、「入院共済金」は労災認定に関わらずお支払いします。
- 無記名方式です。
- 建設業者にとって、経営事項審査（ポイントアップ）の要件を全て満たしております。

お問い合わせ、お申し込みは

## 長野県火災共済協同組合 長野県中小企業共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 TEL026(228)1174 FAX026(228)7497

<http://www.alps.or.jp/kasai/>

及び最寄りの各支部、商工会、商工会議所、各協同組合



**中小企業の絆** きずな 絆とは事業主と従業員をつなぐ大切な財産です。

# 福利厚生共済

従業員の方への「見舞金制度」・「福利厚生制度」をご検討の事業主の方へ。この福利厚生共済で、**見舞金制度・福利厚生制度は万全**です。

月額1,000円からの掛金で、病気やケガを補償します。

#### お申込みいただける方(共済契約者)

加入資格は、長野県内で事業を営む中小企業(法人・個人事業主)の方です。なお組合への加入が必要です。組合加入には1事業所につき、1口100円の出資金が必要です。

#### 補償の対象となる方(被共済者)

法人企業/役員および従業員  
個人企業/事業主および従業員ならびに事業主と生計を一にする親族  
健康でかつ正常に就業し、または、健康で正常な日常生活を営んでいる、満2歳から65歳までの方です。65歳までにご加入いただいた方は満70歳まで継続できます。

**ながの共済** 長野県福祉共済協同組合

ハロー キョーサイ

**0120-86-9431**

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業指導センター3階  
受付時間:月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00(祝祭日除く)

<http://www.naganokyosai.or.jp>

# 財団の福利厚生

企業の福利厚生はいま、多様化する社員のニーズに応えきれない・・・経費負担が企業経営を圧迫する・・・経営の合理化のため福利厚生は縮小せざるを得ないという中小企業が相次いでいます。企業の活性化に当財団の福利厚生事業をご利用ください。



## クリニック事業

皆様の健康を確かめ、そして守るための検診料金補助制度を実施しています。

- 人間ドック、脳ドック、PET検診の受診料金の補助



## 福利厚生事業

全国の保養施設、県内提携保養施設の利用促進で豊かな暮らしをバックアップする充実したサービスを提供しています。

- 全国保養施設の特別料金での提供
- 県内提携保養施設の優待利用券発行



## 商工振興事業

インターネットによる情報提供の実施など、様々な角度から県内の事業者や働く方々を応援します。

- <助成事業>
- 中小企業の福祉振興事業に関する助成
- <インターネット情報提供>
- 求人Naviながの:長野県内の求人情報

**財団法人 長野県中小企業共済福祉事業団 ☎026-228-1176**

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10 中小企業指導センター3階 <http://www.mdnagano.or.jp>





**全国健康保険協会**  
協会けんぽ

平成20年10月 主に中小企業にお勤めの方が加入される、  
政府管掌健康保険（政管健保）は  
全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に変わりました。

協会けんぽにご加入の事業主・加入者の皆様へ

## 協会けんぽの健康保険料率が 都道府県単位に変わります

協会けんぽの健康保険料につきましては、現在全国一律となっておりますが、平成21年9月分保険料（10月末納期分）より都道府県別の保険料率に移行する予定です。事業主・加入者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

### 都道府県単位保険料率とは

都道府県単位保険料率は、各都道府県の医療費や健康への取り組みを保険料に反映させるために導入されます。各都道府県の疾病予防などの努力により加入者の医療費が下がれば、その分の保険料率を下げる事が可能となる仕組みです。

◆年齢や所得の違いの調整

都道府県単位の保険料率の設定に際しては、地域間の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いは都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっています。

◆激変緩和措置

円滑な移行を図るため、平成25年9月までは、保険料率が急激に上昇する都道府県がある場合には、都道府県間の保険料率の差を小さくした上で、保険料率を設定することとなっています。

### 保険料の上昇を抑制するために

今後、医療費の抑制のためにも、加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防を推進していくことが、一層重要となります。全国健康保険協会長野支部としても、健診や保健指導などの予防事業などを進めていくこととしていますので、事業主・加入者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

■ 健診や健診受診後の保健指導を実施しています

協会けんぽでは、生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健診や保健指導を実施していきます。健診でメタボリスクを発見し、保健指導でライフスタイルを改善してリスクを減らすことが、病気の予防と医療費の削減につながります。

健診受診の結果、特定保健指導の対象となった被保険者の方については、協会けんぽの保健師が事業所にお伺いして無料で保健指導を行いますので、是非ご利用ください！

■ ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた低価格なお薬です。ジェネリック医薬品がある場合には、ジェネリック医薬品を使用することにより、薬代の負担の軽減につながります。

**全国健康保険協会 長野支部**

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階  
電話 026-238-1250(代表:保険証・健康保険の給付・任意継続)  
026-238-1251(企画総務グループ:保険料率・評議会)  
026-238-1253(保健サービスグループ:健診・保健指導)

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索